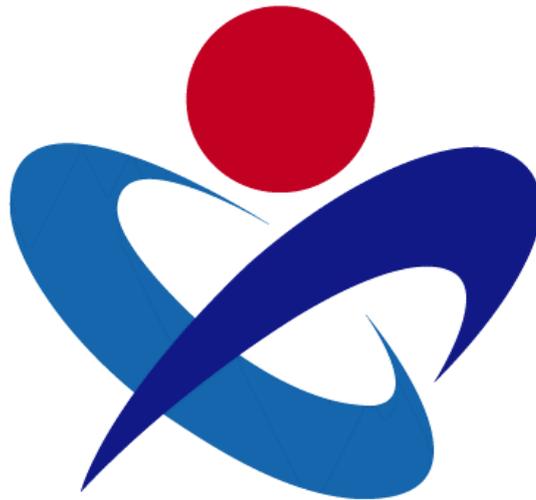


深谷市国民健康保険税率等の 改正について (案)



深谷市保険年金課

1. 背景

国民健康保険は、被保険者の構成や財政基盤に構造的問題があり、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となりました。

埼玉県は、埼玉県国民健康保険運営方針を策定し、まずは、全市町村が、令和8年度までに赤字を解消し、令和9年度に県が示す市町村標準保険税率に合わせる（以下「保険税水準の準統一」という。）を目指しています。

本市でも、一人当たり医療費は増加傾向にある一方で、被保険者数が減少し、保険税の減収が見込まれております。

本市の国保財政の赤字を解消するため、令和8年度に向け、保険税率を見直す必要があります。

2. 令和8年度 国民健康保険税制度の改正概要

(1) 国民健康保険税率の改正等

- ① 医療給付費、後期高齢者支援金等及び介護納付金に係る保険税率の改正
- ② 医療給付費の賦課方式を4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）から2方式（所得割、均等割）に改正

令和9年度に予定されている保険税水準の準統一に向け、令和5年度から急激な負担増に配慮し計画的かつ段階的に保険税率の見直しを行っています。

令和8年度についても、引き続き、急激な負担増に配慮しながら、保険税率の見直しを行うものです。

- ③ 子ども・子育て支援納付金の創設

令和6年度に改正子ども・子育て支援法が成立し、保険者は、令和8年度から、出産・子育て政策に係る費用を拠出することとなりました。本市においても、従来の税目（医療給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金）に、新たに子ども・子育て支援納付金を加えるものです。

(2) 国民健康保険税課税限度額の改正等

- ① 医療給付費及び後期高齢者支援金等の課税限度額の改正

令和7年度税制改正により、国民健康保険税の課税限度額が改正されました。埼玉県国民健康保険運営方針や税制改正の趣旨に則り、課税限度額の改正を行うものです。

- ② 子ども・子育て支援納付金の課税限度額の設定

新たに課税限度額を設けるものです。

【 審議事項 】
3. 令和8年度 国民健康保険税率の改正等（案）

令和8年度の保険税率（案）については、次のとおりです。

区分		令和8年度 標準保険税率	令和7年度 現行	令和8年度 案	差
医療	所得割	7.62%	6.80%	7.30%	0.50%
	資産割	—	9.00%	廃止	▲9.00%
	均等割	46,290円	33,000円	44,500円	11,500円
	平等割	—	4,500円	廃止	▲4,500円
支援	所得割	2.79%	2.80%	2.75%	▲0.05%
	均等割	16,864円	16,000円	16,500円	500円
介護	所得割	2.45%	2.30%	2.35%	0.05%
	均等割	17,398円	16,000円	17,000円	1,000円
子ども	所得割	0.26%	—	0.26%	0.26%
	均等割※	1,679円	—	1,679円	1,679円
合計	所得割	13.12%	11.90%	12.66%	0.76%
	資産割	—	9.00%	廃止	▲9.00%
	均等割	82,231円	65,000円	79,679円	14,679円
	平等割	—	4,500円	廃止	▲4,500円

※ 子ども・子育て支援納付金の均等割については、18歳未満は、10割軽減。

【参考】 令和8年度 税率改正等の影響（見込み）

区分	影響	税額の増減	世帯数	割合
調定額	約33億2,838万円	減額	926世帯	4.95%
	約2億7,005万円の増	0円	21世帯	0.11%
	うち子ども分：約7,405万円の増	5,000円以下	1,720世帯	9.19%
増額となる世帯	1万7,711世帯	10,000円以下	4,662世帯	24.91%
	約95%の世帯	20,000円以下	6,752世帯	36.07%
1世帯あたり平均影響額	14,427円 (うち子ども分：4,200円)	30,000円以下	2,599世帯	13.89%
		40,000円以下	1,254世帯	6.70%
		50,000円以下	429世帯	2.29%
		60,000円以下	204世帯	1.09%
		70,000円以下	109世帯	0.58%
		80,000円以下	34世帯	0.18%
		90,000円以下	7世帯	0.04%
		100,000円以下	1世帯	0.01%
		計	18,718世帯	100.00%

【 審議事項 】

4. 令和8年度 国民健康保険税課税限度額の改正等（案）

令和8年度の課税限度額（案）については、次のとおりです。

区分	令和7年度 現行	令和8年度 案	差
医療給付費	65万円	66万円	1万円
後期高齢者支援金等	24万円	26万円	2万円
介護納付金	17万円	17万円	0円
子ども・子育て支援納付金	—	3万円	3万円
合計	106万円	112万円	6万円

【参考】 令和8年度 課税限度額の改正の影響（見込み）

区分	影響
調定額	約1,373万円の増
適用世帯	医療：301世帯（▲7世帯）
	支援：320世帯（▲46世帯）
	こども：182世帯

5. 令和9年度以降の国民健康保険税率等

令和9年度以降の国民健康保険税率等については、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、次のとおり設定してまいります。

NO	内容	令和9年度以降
1	国民健康保険税率	埼玉県が示す市町村標準保険税率
2	課税限度額	賦課年度の法定限度額